

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税（市・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務省が指定する制度が始まりました。

そのため、令和元年6月1日以降に支出した下記団体への寄附については、ふるさと納税（ワンストップ特例を含む）の対象外となります。

都道府県 ー 東京都 ※都内の市区町村に限りふるさと納税の対象

市区町村 ー 静岡県小山（おやま）町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野（こうや）町、佐賀県みやき町

なお、ふるさと納税の対象外となっても、所得税の寄附金控除及び市・県民税の寄附金税額控除の基本部分については対象になります。

特定取得に係る住宅ローン控除の特例の創設（令和2年度課税分からの変更）

消費税率及び消費税率に換算した地方消費税の税率（以下「消費税率等」）10%が適用される住宅取得等

（特定取得）について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長（現行10年間→13年間）されます。

- 今回の変更は令和元年（2019年）10月～令和2年（2020年）12月末までに入居された方に限定されます。
- 所得税額が課税でかつ所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除がある場合のみ個人住民税（市・県民税）の税額控除の対象となります。